④　複数の建設企業が建築工事、電気工事、管工事の工事種別ごとに分担する場合は、工事種別ごと（電気工事又は管工事で工事種目を分割して工事を分担する場合は工事種目ごと）に、それぞれ以下「ア　資格要件」及び「イ　実績要件」を全て満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　資格要件

A　建築工事

１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ．一級建築士の免許を有する者

ｂ．国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者

B　電気工事

１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ．技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係る者に限る。））に合格した者

ｂ．国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者

C　管工事

１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ．技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係る者に限る。））に合格した者

ｂ．「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門又は若しくは衛生工学部門に係る者に限る。）に合格した者

ｃ．国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者

イ　実績要件

A　建築工事

平成８年度以降、本事業の競争参加資格確認申請書の申請期限までの間に、元請として完成・引渡しが完了した以下に示す同種１～同種３のいずれかの要件を満たす新築の建築工事を施工した実績を有すること。

電気工事及び管工事、又はそのいずれかを含む建築一式工事として行う場合、監理技術者又は主任技術者にあっては、当該設備工事を含む建築一式工事を施工した実績を有すること。

ａ．同種１

建物用途：屋内アリーナ（音楽系ホール等を含む）

建物規模：１棟で、観客席数2,500席以上又は延床面積15,000㎡以上

ｂ．同種２

建物用途：スポーツ観覧施設

建物規模：１棟で、観客席数5,000席以上

ｃ．同種３

建物規模：１棟で、延床面積30,000㎡以上

B　電気工事

平成８年度以降、本事業の競争参加資格確認申請書の申請期限までの間に、元請として完成・引渡しが完了した以下に示す同種１～同種３のいずれかの要件を満たす新築の電気工事を施工した実績を有すること。

ａ．同種１

建物用途：屋内アリーナ（音楽系ホール等を含む）

建物規模：１棟で、観客席数1,250席以上又は延床面積7,500㎡以上

ｂ．同種２

建物用途：スポーツ観覧施設

建物規模：１棟で、観客席数2,500席以上

ｃ．同種３

建物規模：１棟で、延床面積15,000㎡以上

C　管工事

平成８年以降、本事業の競争参加資格確認申請書の申請期限までの間に、元請として完成・引渡しが完了した以下に示す同種１～同種３のいずれかの要件を満たす新築の管工事を施工した実績を有すること。

ａ．同種１

建物用途：屋内アリーナ（音楽系ホール等を含む）

建物規模：１棟で、観客席数1,250席以上又は延床面積7,500㎡以上

ｂ．同種２

建物用途：スポーツ観覧施設

建物規模：１棟で、観客席数2,500席以上

ｃ．同種３

建物規模：１棟で、延床面積15,000㎡以上

⑤　電気工事及び管工事又はそのいずれかを含む建築一式工事として行う場合においては、④アＡの資格要件及び④イＡの実績要件を満たす監理技術者又は主任技術者を専任で配置できるとともに、建築工事は④イＡの実績要件及び電気工事が含まれる場合は④イＢの実績要件、管工事が含まれる場合は④イＣの実績要件を満たす技術者（当該工事の管理を行う。）をそれぞれ配置できることとする。ただし、建築工事で配置される技術者は、監理技術者又は主任技術者と兼ねることができる。

⑥　監理技術者、主任技術者及び建築一式工事として行う場合に配置する技術者について、事業契約締結日から工事の始期までの間は配置を要しない。

⑦　監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

⑧　監理技術者、主任技術者及び建築一式工事として行う場合に配置する技術者は、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係）にあること。

⑹　工事監理業務に携わる企業

工事監理業務に携わる企業は、次の①から⑧に示す要件を満たすこと。

①　文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第３章第32条で定める競争参加資格についての令和３・４年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査、再認定を受けた資格をいう。）の認定を受けていること。

上記に掲げる「一般競争資格」を有していない者も参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

なお、建築設備関係業務のみを分担する工事監理企業は、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。

②　建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合にあっては、いずれの工事監理企業においても上記①及び②を満たしていること。

④　工事監理企業は、建設企業又は相互に資本若しくは人事面において関連のある者であってはならない。

⑤　次のアからウに示す要件を満たす管理技術者、工事監理者及び分担業務分野を担当する主任技術者を配置できること。ただし、管理技術者は、⑷④の設計業務で配置する管理技術者との兼務は認めない。

ア　管理技術者及び総合分野の主任技術者は、工事監理企業に所属し、直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係）にあること。